

## 会議録

会議の名称	第2回西東京市中小企業等資金融資検討委員会
開催日時	平成23年8月3日 午前9時から午後12時まで
開催場所	保谷庁舎4階第3会議室
出席者	委員：岩崎哲二委員長、宮寺勝美副委員長、大阿久博委員、小原伯夫委員、亀山和秀委員、高野善弘委員 事務局：（産業振興課）萱野洋 産業振興課長、増岡利典 商工係長、菅原英臣 商工係主事、芝崎由利子 商工係主事
議題	(1) 事前配布資料について (2) 論点整理について 1 融資制度の内容 2 受付形態 3 融資の申込要件 4 申込必要書類 5 その他 (3) その他
会議資料の名称	・事前配布資料 第1回会議録（案） 資料1-1 各区市融資（あっせん）制度アンケート調査集計票（事業資金） 資料1-2 各区市融資（あっせん）制度アンケート調査集計票（住宅資金） 資料2 企業倒産件数、代位弁済件数、保証承諾状況調べ 資料3 西東京市融資制度の運用状況 資料4 中小企業等資金融資検討委員会委員意見の論点整理 中小企業等資金融資検討委員会各委員作成情報提供シート ・当日配布資料 融資（あっせん）制度に関するアンケート結果について（まとめ）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1 開会	各委員へ事前に送付済みの資料について、資料の不足等がないか確認を行った。  ○委員長： 定足数に達しているので、会議を開会する。

## 2 第1回会議録（案）の確認

○委員長：

事前に事務局から送付されているものは発言確認用のため、発言者の名前が入っている。発言の修正があればお願いしたい。

○全委員：

特になし

○委員長：

発言の修正はないようなので、これで確定とする。事務局にて委員名を伏せた上で、情報公開の手続きをお願いする。

## 3 議題

### (1) 事前配布資料について

○委員長：

引き続き、本日の議題へと進む。事前配布資料について、資料1-1から資料3まで事務局から説明をお願いする。なお、質疑については、資料1-1、資料1-2で一度区切り、その後資料2、資料3と進行させていただく。

○事務局：

「資料1-1 各区市融資（あっせん）制度アンケート調査集計票（事業資金）」、「資料1-2 各区市融資（あっせん）制度アンケート調査集計票（住宅資金）」、「融資（あっせん）制度に関するアンケート結果について（まとめ）」について説明。

○委員長：

今の説明について質疑があればお願いしたい。

○全委員：

特になし

○委員長：

それでは、資料2と資料3について事務局から説明をお願いする。

○事務局：

「資料2 企業倒産件数、代位弁済件数、保証承諾状況調べ」、「資料3 西東京市融資制度の運用状況」について説明。

○委員長：

今の説明について質疑があればお願いしたい。

○全委員：  
特になし

(2) 論点整理について

○委員長：  
引き続き、議題の(2) 論点整理についてである。資料4に基づき事務局から説明をお願いします。

○事務局：  
「資料4 中小企業等資金融資検討委員会委員意見の論点整理」について説明。  
各委員からいただいた意見をもとに論点を整理し、事務局としての整理案を付加したものである。詳細については、議事の進行に従って、個別に事務局から説明する。

○委員長：  
事務局側で5つに分けて論点を整理している。ここで、これらの論点をもとに今後の進め方について改めて確認したい。  
本委員会では、この論点整理に基づき、この第2回検討委員会で融資制度の骨格となる全体像と各融資制度の要件等の基本的な考え方について、ある程度の合意形成を図りたいと考えている。それを基に、次回第3回の検討委員会において残された論点や検討課題について整理をしていきたい。おおむねこのような進行を考えているが、よろしいか。

○全委員：  
異議なし

1. 融資制度の内容

○委員長：  
それでは、資料4の1番目の「融資制度の内容」のうち(1) から(3) についてを議題にしたい。ここでは、市の融資制度の全体像を議題にしたいと思う。この点について事務局から説明をお願いします。

○事務局：  
1 (1) 創業融資の創設、(2) 融資制度の全体像、(3) 小規模企業の借入が困難について、委員意見と事務局側整理案を説明。事務局側の整理案として、創業融資および小口零細融資の創設、事業資金の継続、住宅資金の廃止を提案。特別対策については臨時対策であると考えており、平成24年度の取扱いについては今後検討させていただきたい。

○委員長：  
意見のあった委員から、補足も含めてご発言いただきたい。

○A委員：

事務局からの説明の内容でよい。補足であるが、「情報提供シート」において、既存事業者の経営革新を支援する融資についても提案した。

○B委員：

創業資金の創設を意見として出したが、事務局側の整理案に盛り込まれており、希望通りである。また、融資制度だけでなく、インキュベーション施設から創業支援に地域一体となって取り組んでいる自治体もある。まず、旗印として創業支援融資の創設があるが、今後そのようなことも考えていただきたい。都内と多摩地域とを網羅できる西東京というエリアは、事業をされる方には魅力ある地域だと思うので、それを後押しするような施策を次に続けると、単なる創業支援融資ということだけでなく、創業しやすい地域になると思う。

○C委員：

「中小企業白書」を見ると、中小企業の資金の借入難度を示すDIは全国的に下がっており、特に企業の規模が小さくなるほど、借入は困難な状況になっている。創業融資や小口零細融資が創設されれば、こうした状況も若干は改善されると思う。

○D委員：

創業融資について、他市で創業するよりも西東京市で創業した方が色々な特典やフォローがあるといった魅力のある制度を創設することによって、西東京市で創業しようという考えを持つ方が出てくると思う。統計によると、企業の平均存続年数は35年程といわれているが、創業3年以内に倒産する企業が圧倒的に多いとのことである。こうしたことを考えると、まずは創業を支援し、その後軌道に乗るまでの資金的な助成は勿論、各種制度を創設することで、西東京市で創業した際のメリットや魅力を出せるようにするとよい。

○E委員：

融資の全体像に関して、まずは各市並の融資制度に揃えていきたい。産業振興施策における融資という観点から、来年度以降、委員の皆様のご意見を伺って補助制度やノウハウも含め、産業振興に結びつくような施策について検討していきたいと思う。今年度については、融資制度の基礎固めと考えている。

○事務局：

市では、チャレンジショップ事業という商工会を通じた補助制度を行っている。新規に立ち上げる起業者に対して家賃補助をしている。その他に創業支援センターで様々な相談に乗ったり、講習会を開いたりしている。こうした支援策は個別にはあったが、融資のメニューがなかったのが、今後新たに融資メニューが付け加われば、連動して一体的に支援できると考える。

○A委員：

融資関連の支援メニューの話があったが、信用金庫ではインキュベーションオフィスを立ち上げて実績を上げていると思うが、今はどちらにあるのか。

○D委員：

当庫では、薬師駅前支店の利用していない部分をインキュベーションオフィスとしている。家賃を安くして、財務や事業の支援をしている。

○B委員：

私共は、最初に八王子にインキュベーション施設を造り、そのすぐ下に支店があり、そこで創業支援等の融資を積極的に行っている。また、数年前に立川の本店の隣に新しい拠点を造り、創業プラザの担当を常時置くようにした。そこで相談を受けて資金のプランニング等の計画を立て、最終的には地域の支店に繋ぎ、融資を行っている。

○A委員：

チャレンジショップは店舗として機能していると思うが、インキュベーションオフィスということで事務所を探している相談もあり、市内にあれば紹介できると思った。また、信用金庫などが近隣にあれば、連携できる。

○委員長：

他に意見はあるか。

○全委員：

特になし

○委員長：

それでは、(1) から (3) について現時点の合意事項を確認したい。

(合意事項)

- ・創業融資を創設する。
- ・創業融資を行うにあたり、創業支援センターを活用する方向で検討すべきである。
- ・既存の中小企業向けの事業資金融資に加えて、小口零細資金を創設する。
- ・住宅資金については、廃止の方向で検討する。
- ・特別対策については、景気の動向等を踏まえて今後検討する。

このような合意事項でよろしいか。

○全委員：

異議なし

○委員長：

それでは、(4) から (9) について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

1 (4) 成長産業創出のための融資、(5) 環境対策に関する融資、(6) 産学連携事業に関する融資、(7) 商店街活性化のための事業に関する融資、(8) 町おこしのための特定事業へのプロジェクト融資、(9) 地域活性化事業に向けた融資について、委員意見と事務局側整理案を説明。これらについては、来年度以降、委員の皆様のご意見を伺いながら検討していきたいと考えている。

○委員長：

(4) から (9) についても、意見のあった委員から補足等があればご発言いただきたい。

○C委員：

(4) 成長産業創出のための融資について意見を述べた。中小企業の抱える不安について、2010年12月の日本政策金融公庫「2011年の中小企業景況見通し」によると、約8割の中小企業が抱える不安として、国内の消費低迷、販売不振がある。また、約3割が原材料価格高騰、燃料コストの高騰を不安としている。その他に、円高、為替変動、震災が中小企業の抱える問題となっている。このようなことを踏まえて、中小企業のことや融資について考えていかねばならないと思う。

それから、今後中小企業が成長していくためには、アジア市場を開拓していく必要があると思う。そのためには国際競争に勝っていかなければならないので、海外展開を図っていく上で、融資制度と直接関係があるかは分からないが、支援していける制度があればよい。

また、創業支援の話とも関わるが、シニアや女性に対する創業支援・企業支援も必要だと思う。

○D委員：

(5) 環境対策に関する融資について意見を述べた。環境対策にかかわらず、社会に貢献するような事業に対しては、補助制度によって事業を後押しさせたいという考えの一つである。環境の他に社会福祉等も考えられる。

また、(7) 商店街活性化のための事業に関する融資、(8) 町おこしのための特定事業へのプロジェクト融資については、制度融資で対応する項目ではないかもしれない。

○B委員：

(9) 地域活性化事業に向けた融資について意見を述べた。市内に新店舗や新しい施設ができると、消費や雇用が生まれると思う。創業でなくとも、たとえば既存事業者が地域で新しい出店を考えている等、地域での新しい取組みについては、融資金額を増やして対応してもよいと考える。地域が活性化するような資金については色々検討していただきたい。

○A委員：

皆様から発言があったように、融資で対応すべき部分と支援施策で対応する部分を上手く連動させながら進めていくとよいと思う。また、体系の話になるが、目的が細

分化すれば様々な融資メニューが考えられると思うが、既存の事業者向けの融資内容については、既存事業の分野の融資と新規・成長分野の融資とに分かれる。既存事業の融資については、一般事業者向けと小規模事業者向けに分かれていくと思う。話が出ているのは、創業融資の創設と小規模零細企業向け融資であるので、成長やチャレンジ分野の融資が(4)から(9)に該当してくる内容だと思う。それらは来年度以降に検討することで、目的を明確化した融資制度になってくるかと思う。

○F委員：

私の方から補足であるが、節電が今求められており、太陽光発電に興味を持つ事業者がいるが、個人に対しては補助制度がある一方、事業用はない。東京都産業労働局が7月28日付で自家発電設備の助成の発表をしたが、太陽光は除外となっている。そのような補助制度についても来年度以降検討していただきたい。

○委員長：

それでは、(4)から(9)についての合意事項として、来年度以降の検討事項にしたい。

## 2. 受付形態

○委員長：

続いて2番目の「受付形態」について、各区市のアンケート集計結果によると商工会や金融機関で受付している事例もあるようだが、この点について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

2(1) 商工会への助成を通じた融資を行うことがあってもよいのではないかと、(2) 受付方法についてはアンケート調査にて確認について、委員意見と事務局側整理案を説明。

基本的には現在の受付形態（市の窓口での受付）を想定しているが、創業融資については、創業支援センターでの受付も検討課題と考える。

○委員長：

今の説明についてご意見があればお願いしたい。

○D委員：

現状ではどのように受付をしているのか。

○事務局：

市の窓口で直接書類をお持ちいただき、基本的には、書類が揃っていれば收受している。事業者から直接申し込みいただくケースと金融機関の方に書類をお持ちいただくケースとがある。

○D委員：

希望を制約することはあるか。

○事務局：

基本的に申込要件に合致していれば書類をお預かりし、事務手続きを経て融資あっせん決定通知を事業者と金融機関へ送付している。

○D委員：

市区町村によって受付時の取組みの形態は様々である。窓口での受付時にある程度厳しく審査をした上であっせんをする自治体もある。その場合、金融機関側が審査する段階でお断りする案件は少なくなる。金融機関では、あっせんがあった場合、そこでお断りすることは基本的にないが、信用保証協会とのやり取りの過程で減額等になることがある。市区町村の立場として、受付段階での関わり度合いについてどちらの方がよいのであろうか。

○事務局：

D委員から発言いただいたように、西東京市では申込要件に適合するかしないかの審査となっている。したがって、資産調査等は実態として行っていない。また、特別対策については、業況の悪化している事業者への融資あっせんであり、急がれているため、私共としては要件に適合するかを判断して、なるべく早く審査を終了することを前提にしている。

今回、事務局にて提案させていただいた創業融資の創設について合意をいただいたところだが、創業支援センターをぜひ活用したいと考えている。よろしければ、F委員から概略を説明いただきたい。

○F委員：

創業支援センターは平成14年7月に開設され、田無の「ing」ビルの1階に事務所がある。特別相談と講習会を2本の柱として実施してきた。特別相談については日にちを決めて中小企業診断士が事務所に詰めており、予約を受けて相談に乗っている。無料で1人1時間半程度かけて事業計画の指導等をしている。経営講習会については集団の講習会であり、創業のノウハウを身に付けられるような講習を行ってきた。平成15・16年は創業ブームということもあって、相談件数も多く起業者も多く出てきていたが、ここ最近は下がってきている。今年は様々な面からサポートしていこうということで、空き店舗の情報を収集している。希望者には空き店舗の紹介もしている。

○事務局：

創業支援センターは市の補助制度を活用して運営しているが、F委員から話があったように、まだ受動的な組織である。相談だけで終わってしまうといった問題点があるので、創業融資を創設するにあたっては、ぜひ創業支援センターを活用したいと考えている。また、通常の融資あっせんの場合には書面審査で通しているが、創業については、ある程度相談を受けて指導し、将来性があるものに対して融資をするという機能をチェックするとなると、中小企業診断士や専門家による事前の審査が必要であると考え、創業支援センターの活用を提案した。



○委員長：  
他にいかがか。

○A委員：  
全ての融資ではなく、創業融資について創業支援センターを活用したいということ  
でよろしいか。

○事務局：  
そうである。

○A委員：  
そうなると、通常の融資とは違った形態での業務が生じてくると思う。業務全体の  
どの部分を創業支援センターが担うかということになる。江戸川区を例に挙げると、  
書類要件の確認・受理は区の窓口で行い、中小企業診断士は申込書が受理された後に  
事業者と面接・面談をして事業計画の中身を精査しながら、補足事項を補ってコメン  
トを付けた報告書を出す。最終的には報告書が信用保証協会に渡って審査が行われる  
が、中小企業診断士は事業者と信用保証協会との間の繋ぎ役である。センターが全体  
の業務の流れの中でどこを担うかは今後の検討事項となってくると思う。

○委員長：  
その点は今後事務局も含めて検討していくということよろしいか。

○事務局：  
そのように考えている。

○委員長：  
それでは、2「受付形態」について現時点での合意事項を確認したいと思う。  
受付形態については、基本的には現在の受付形態を想定する。創業融資について  
は、創業支援センターを活用して受付も視野に入れて検討していくということよろ  
しいか。

○全委員：  
異議なし

○委員長：  
それでは、ここで休憩を入れたいと思う。5分間程度とさせていただくので、10時  
半少し前から会議を再開する。

(休憩)

### 3. 融資の申込要件

○委員長：

それでは、休憩前に引き続いて3番目の「融資の申込要件」について事務局から順番に説明をお願いします。

○事務局：

3 (1) 法人代表者の住所要件の撤廃について、委員意見と事務局側整理案を説明。

○委員長：

この件については、前回の会議でも議論があったものであり、事務局側も前回の議論に沿って整理案を作成しているので、確認というかたちでお願いしたい。

それでは、続いて (2) について事務局側から説明をお願いします。

○事務局：

3 (2) 法人代表者の所在要件および住所要件について、委員意見と事務局側整理案を説明。

○F委員：

今説明のあった法人の所在地という場合の要件は本店がある場合ということか。

○事務局：

法人の本店又は主たる事業所が市内にあるということとしている。

○委員長：

(2) については、A委員から意見をいただいているので、補足等があればお願いします。

○A委員：

条例の趣旨が中小企業の振興となっているのであれば、事務局側整理案のとおりとなるのであろう。一つ確認であるが、事務所要件の定義であるが、どのように確認をしているのか。

○事務局：

登記事項証明書の記載をもって確認している。

○A委員：

そうすると登記上市内にあることが要件となる。本店登記は市外であるが西東京市で営業をしたいという場合は対象とならないのか。

○事務局：

その場合は市内の支店登記が必要である。

○A委員：

市内事業者が事業展開により2店目も市内に設ける場合はどうなるのか。

○事務局：

2店目が市内であれば今でも融資の対象となっている。

○A委員：

その場合、支店登記を要するのか。

○事務局：

市内事業者の市内での事業展開であれば支店登記まで求めていない。

○A委員：

市内での事業展開がしやすいような要件としていただければと思う。

○委員長：

それでは、続いて（3）の「個人の住所要件」について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

3（3）個人の住所要件について、委員意見と事務局側整理案を説明。

○委員長：

今の説明について意見があればお願いしたい。

○D委員：

事務局に確認であるが、市に税金を納めている人は対象になるが、例えば練馬区に住んでいて西東京市内で個人事業を営んでいる場合は対象としないという考えでよいのか。

○事務局：

基本的な考えとしては、個人事業者の事業所の認定方法として公簿での確認が難しいことが挙げられるため、事業所の所在要件と住所要件の双方を求める必要があると考えている。市税が市内に落ちるかどうかは二義的な意味として捉えているが、総合的に考えても所在要件と住所要件の双方を求めることが妥当であると考えている。

○A委員：

条例の趣旨が市内に事業所を造ることによる中小企業の振興を目的としており、単に税金が市内に落ちることだけを目的としていないことを考えれば、その考え方は理解できる。

○委員長：

それでは、続いて（4）の「利用回数」について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

3 (4) 利用回数について、委員意見と事務局側整理案を説明。

○委員長：

今の説明についてご意見があればお願いしたい。

○D委員：

利用者側からすれば、返済をして融資額が減ったのでまた借りたいということである。実際二口借入をしていると返済額が増えてしまう。また借入しているものを一度繰上償還すれば借入可能だという事務局の話もあるが、実際はその繰上償還をする資金がない場合が多い。都の制度融資では過去の融資と精算をして、新たに借入ができるという制度となっている。

売上などを一時的に返済に使うこともできるかもしれないが、改めて保証協会の保証が取れるかどうかという問題もあり、現実的には繰上償還は難しい。できれば旧債返済を認めてもらうと利用者の方に喜ばれるのではないか。

○B委員：

複数回化したときの一本化は東京都の制度融資では認められている一方で、市の制度融資では出来ない。市の制度融資を利用して都の制度融資を使って借り換えると、せっかく市の利子補給があるのに金利が高くなってしまうという事象も起きている。

また最近の取組みとして、実際に取引をしている融資の口数だけを考えるのではなく、顧客の利用全体の返済額やキャッシュフローも勘案するようにしているが、口数を増やさないようにすることで月々の返済額を減らすなど財務の改善を図ることができるのではないかと考えている。

また、先ほどD委員の話でもあった事前完済についてであるが、市の制度融資は保証協会の保証を必要としているので、繰上償還をした後に新たに申請をしても満額保証されない可能性がある。そのような資金繰りが厳しくなるというリスクが伴うため、中小企業の大半にとって繰上償還は実情難しい。よって、事務手続き上すぐの対応は難しいとしても、将来的には一本化を検討していただきたい。

○委員長：

それでは、続いて (5) の「融資限度額」について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

3 (5) 融資限度額について、委員意見と事務局側整理案を説明。

○委員長：

今の説明についてご意見があればお願いしたい。

○D委員：

(5) と (6) については顧客の生の声であり、際限はないと思う。アンケート調査を見て西東京市の融資限度額が特別低いとは感じていないので、他市の状況を見て見劣りしないのであればよいのではないかと思う。中小企業の融資であればそれほど多くの金額は求められていないと思う。

また、(6) 「借入期間の延長」ともあるが、一方で健全な借入期間というものもある。資金の性格によって設定すればよいと思う。

○A委員：

創業融資についてであるが、融資限度額とともに自己資金をどこまで求めるのかという問題もあり今後検討が必要である。

○委員長：

それでは、続いて (6) の「借入期間の延長」について事務局から説明をお願いする。

○事務局：

3 (6) 借入期間の延長について、委員意見と事務局側整理案を説明。

○委員長：

今の説明についてご意見があればお願いしたい。

○D委員：

運転資金であれば通常借入期間は3年程度であるが、借入金額によっては5年という場合もある。設備については、原則的には設備の償却期間が目安となる。救済的なものは期間を少し延ばすのも一案である。

○事務局：

特別対策運転資金については、現在最長5年間となっている。これについて、もう少し期間が長い方がよいか。

○D委員：

救済をどのように捉えるかによると思う。

○委員長：

それでは、委員の意見の他に事務局から「連帯保証人の必要性・要件等」と「各制度間の相互利用」について提案があるので、説明をお願いします。

○事務局：

「連帯保証人の必要性・要件等」と「各制度間の相互利用」について、事務局側整理案を説明。

○委員長：

それでは「連帯保証人」について、金融機関の委員の方からご意見をお願いしたい。

○B委員：

市から融資あっせんがあると、支店として連帯保証人の形態について確認している。必要に応じて追加していただくこともある。さらに、信用保証協会への保証の申請の段階でも追加を求められることがある。市のあっせんをそのまま融資決定するわけではないので、市では最低限の要件でも構わないが、あっせん後必要に応じて連帯保証人が求められる場合があるというようにした方がよいと思う。

制度間の融資の取扱いについては事務局案のとおりであると思う。

○D委員：

連帯保証人についてであるが、法人については信用保証協会からの通知により代表者に連帯保証人となっていただく。中小企業においては実質的に代表者のオーナー企業であることが多い。個人の場合には、本人が債務を負担して、なおかつ別途に連帯保証人を求めるのはアンバランスであろうということだと思う。

市のあっせんの段階で必ず連帯保証人を必要としなくてもよいが、金融機関や信用保証協会での審査過程で求められることがあるという注意書きを入れてトラブルにならないようにお願いしたい。

○A委員：

今の話で言えば、原則必要であるけれども使わない場合もあると捉えるのか、原則は不要だけれども後で追加してもらう場合もあると捉えるのかどちらに重きを置くかである。連帯保証人が必要になったときに必要な書類ももらうような取扱いにすべきではないか。

○委員長：

そのほかに何かあるか。なければ現時点での合意事項を確認していく。

(合意事項)

- ・ 法人代表者の住所要件については、都内および新座市と限定しない。
- ・ 法人事業者の事務所の所在要件は市内とする。
- ・ 個人事業者の事務所の所在要件および住所要件は市内とする。
- ・ 融資の一本化や複数回利用については、事務的な部分から今回の見直しでは対応できないとしても、今後の検討課題とする。
- ・ 融資限度額については、他市と比べて見劣りする金額でない。但し創業資金については、自己資金とあわせて検討が必要である。
- ・ 借入期間の延長については、融資の性格等も考えながら検証していく。
- ・ 連帯保証人については、入り口で狭める必要はないが、必要になる可能性もあるので、それを視野に入れた扱いとすればよい。
- ・ 各制度間の相互利用については、おおむね事務局側整理案のような考え方でよい。

以上のような結論ということにさせていただく。

それでは、3「融資の申込要件」については以上とする。続いて、4番目の「申込必要書類」に移りたいと思うので、事務局から説明をお願いします。

#### 4. 申込必要書類

○事務局：

4「申込必要書類」について、委員意見と事務局側整理案を説明。

○委員長：

今の説明についてご意見があればお願いしたい。

○D委員：

納税証明書は必要なのか。不要となれば顧客にとってよいことである。

○事務局：

税情報は地方税法に厳密に規定されており、本人の同意や法令の規定が必要となっている。また本人の同意があったとしても、市の方で確認するという方法が望ましいのかということもある。

○D委員：

反公共的な立場の方には資金提供できないので、金融機関として規定を設けている。市の方の審査でそのようなチェックをすることは可能か。

○事務局：

市のセクションとしてはない。

○B委員：

そのような情報をそれぞれチェックできる体制が構築できるのであれば有効だとは思う。

○C委員：

チェックも行過ぎると差別につながりかねず、デリケートな問題である。

○D委員：

例えば反社会的勢力の方でも、生活口座までは排除していない。しかし融資は反社会的勢力に資金を協力したことになるので、注意している。ただし、その方々も段階が様々であるため、判断は難しい。

○事務局：

今のご指摘はデリケートではあるが、重要な問題であると認識している。法令担当と今後協議を進めるなかで、検討したい。

○委員長：

そのほかに何かあるか。ないようであれば、4「申込必要書類」について現状では、書類の簡略化は難しいとのことであるが、申込要件を精査する中で少しでも簡素化できるよう検討が必要ということでまとめた。

それでは、4「申込必要書類」は以上とし、続いて、5番目の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

5. その他

○事務局：

5「その他」について、委員意見と事務局側整理案を説明。

○委員長：

それでは、5「その他」全般についてご意見をお願いしたい。

○C委員：

(1) 手続き時間の縮減について、近年の経済情勢からいうと、できるだけ早く情報を入手し、できるだけ早く製品を作り販売することが重要である。融資もそのような情勢に対応して必要最低限の時間で行うことが必要である。

○A委員：

利子補給と信用保証料助成については、メリハリが必要だと感じている。融資相談を受けて、例えば利子を払わなくてよいということは非常にインパクトがある。どのようにメリハリをつけていくかは今後の課題と認識している。

○D委員：

創業誘致策についても市で取り組んでいることは理解した。西東京市で創業することに魅力を感じられるような取り組みを進めていくことが必要であると感じている。それから、他の委員から話のあった利子補給・保証料助成について、お金がかからないということはインパクトがあることだと思う。

話は変わるが、利子補給について、条件変更により返済期間を延ばしたとき、あるいは延滞してしまったときの取扱いは自治体によってばらつきがある。打ち切ってしまう場合やそのまま引き継ぐ場合などがあり、一度検討する必要があると思う。

○B委員：

手続きのスピードは顧客から求められていることであり、重要と認識している。また、延滞や条件変更であるが、こうした事象で困っている方もおられることから最初の段階でしっかりと対応がとれるようにしたい。

○E委員：

新しい融資の骨格が見えてきた。中小企業のセーフティーネットととしての融資であるとともに、産業振興の施策として望ましいものとなるようお互いに努力していきたい。



○事務局：

少し戻るが、住宅資金と特別対策のご意見をもう少しいただきたい。住宅資金を廃止する理由や特別対策の利用件数が減少する中でより実効性を持たせるための提言等があればお願いしたい。

○B委員：

住宅資金については、基本的には民間のものが充実していると考えている。しかし既存の住宅を高齢者の方向けにバリアフリー改修するといった別の新しいニーズは増えていくと思う。

特別対策については、借入をされた方が償還しきれておらず新しく借りることができないといった声もある。特別対策なのでいつまで続くのかということもあるが、今はまだその時期ではないかもしれない。

○D委員：

住宅資金については、民間のものが充実しており、それでカバーできるものと考えている。住宅や教育に関する融資は金利を低く設定しており、民間で対応できる。

特別対策については、臨時ということもあるが、経営が悪化したときの救済制度として恒常的にあってもよいのではないかと考える。ただし先程も話しがあったが、実績については、既に特別対策を使っているため、使いたくても使えないということが影響しているのかもしれない。制度としては残しておいた方がよいと思う。

○A委員：

住宅資金については、当初の目的は達成されているので、この制度としては終了することも考えられる。ただし次のステップとして、バリアフリーや耐震など特定目的の住宅の助成に切り替えたり、対象を絞ったりすることも考えられる。

特別対策については、同じ方が何回も使いたい状況は変わらないと思うので制度自体は必要である。使いやすさが求められてくるが、このままでは際限がないので、経営革新に結びつくような融資など別の対応も必要となってくる。

○C委員：

住宅資金の廃止については賛成である。

特別対策については、現状の経済情勢からすると融資を受けることにリスクを感じている経営者は多いと思う。融資などの経済政策は充足しつつあるので、生産性をどう向上させていくかであるとかブランド化などによってどのように付加価値を高めていくのかということへの対応が必要となってくる。特別対策を続けていくことも大切であるが、単に融資をするだけでは中小企業を救うこととはならない。

○事務局：

一点補足すると、住宅関連の助成についてであるが、他の部署になるが、バリアフリーや耐震など既に行っているものもある。

○委員長：

他にないようなので、5「その他」のまとめとしては、まず利子補給・信用保証料助成の割合は委員会への協議事項とするしくみを事務局の方で検討するが、最終的には予算との調整となる。また、議論の中であったように手続きのスピード化は求められることであり、特に新設の創業資金についてはよく検討することとしたい。

以上で本日の議事を終了する。

(3) その他

○委員長：

「その他」について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

次回の日程を調整させていただきたい。次回は9月の中旬を目処に考えている。9月20日（火曜日）、21日（水曜日）の2日程で調整させていただいてよろしいか。

○全委員：

異議なし

○事務局：

それではその両日にて調整の上、後日メールにてご案内させていただくのでよろしくお願ひしたい。

○委員長：

以上で本日の第2回委員会を終了とする。